

北海道立函館美術館協議会公開規程

(平成11年3月4日北海道立函館美術館協議会会長決定)

(趣旨)

第1条 この規定は、北海道立函館美術館協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、北海道立函館美術館協議会の会長（以下「会長」という。）が会議を公開することが適当でないとき、この限りでない。

2 前項により会議を公開することが適当でないとき、その理由を別途明示するとともに、議事要旨又は会議結果を公開するものとする。

(会議開催の周知)

第3条 会長は、会議の開催予定に関し、開催日前15日までに北海道立函館美術館（以下「美術館」という。）の庁舎への掲示のほか、報道機関への資料提供等の方法により、日時、開催場所、協議等の案件、傍聴の可否等について周知するものとする。ただし、急を要する場合は、その期間を10日までに短縮することができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ別記第1号様式による傍聴申請書を当該会議開催前5日までに、美術館に提出し、別記第2号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、会議当日、開催の30分前から10分前までの間に当該傍聴者証を係員に示し、その指示に従い指定の席に着かなければならない。

3 傍聴者証は、抽選により10人に限り交付する。ただし、報道関係者、道職員等で会長が特に必要があると認めた者については、傍聴者証を交付しないで傍聴を許可することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号の一つに該当する者は傍聴することができない。

- 1 酒気を帯びていると認められる者
- 2 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- 3 前2号のほか、会長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、別記第3号様式傍聴人心得を守らなければならない。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(補則)

第7条 この規定に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年2月20日から施行する。